



年休裁判

全面勝利判決!

年休を何回申し込んでも入らず、年休が失効してしまう状況に対して損害賠償をもとめて5年間にわたり闘われてきた年休裁判の判決が東京地裁で出されました。

判決は会社が要員不足を放置していること、5日前まで年休が入るのかわからないことなどは違法行為であるとして原告全員に54万円の損害賠償の支払いを命ずる画期的なものでした。全面勝利判決です！私たち労働者の年休権の意義があらためて確認された言えます。

判決後記者会見を行い、その後判決報告集会を開催し、勝利を全員で確認しました。

